

平成24年 第7回大分市教育委員会会議録

1. 日時 平成24年7月26日(木)午後3時05分～午後4時24分

2. 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員会

3. 出席委員

| | | |
|------|-----|-----|
| 一番委員 | 角山 | 光邦 |
| 二番委員 | 大久保 | 真理子 |
| 三番委員 | 高橋 | 英子 |
| 四番委員 | 足立 | 一馬 |
| 五番委員 | 小林 | 達也 |

4. 出席事務局職員

| | | | |
|-----------|-------|--------------|-------|
| 教育部長 | 玉衛 隆見 | 教育部教育監 | 原 一美 |
| 教育部参事 | 菅 章 | 次長兼教育総務課長 | 房前 武男 |
| 次長兼教育企画課長 | 奈須 寿郎 | 次長兼教育指導課長 | 江藤 郁 |
| 次長兼学校施設課長 | 渡邊 末己 | 次長兼人権・同和教育課長 | 藤澤 淳一 |
| 次長兼生涯学習課長 | 藤澤 修 | スポーツ・健康教育課長 | 秦 希明 |
| 青少年課 | 有馬 徹 | 文化財課長 | 福田 誠 |
| 美術振興課参事 | 安東 俊昭 | 教育総務課参事 | 齊藤 龍伸 |

5. 書記

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 教育総務課主査 | 足立 秀雄 | 教育総務課主査 | 水田 寿憲 |
| 教育総務課主任 | 谷矢 啓良 | | |

6. 傍聴人 なし

7. 議題

(1) 議案審議

(教議第40号) 平成24年度大分市緊急採用奨学生の決定について

(教議第41号) 県費負担教職員の処分の内申について

(教議第42号) 県費負担教職員の処分について

(教議第43号) 大分市教育委員会公印規則の一部改正について

(教議第44号) 平成25年度使用教科用図書の採択について

(教議第45号) 大分市立春日町小学校調理場厨房備品の購入について

(教議第46号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

- ① 大分市教育委員会職員の懲戒処分及び人事管理上の矯正措置に関する指針について
- ② 不祥事対応マニュアルについて
- ③ 各学校の防災対策等の取組について
- ④ 大分市立春日町小学校北校舎・給食調理場増改築工事について
- ⑤ 武道必修化にともなう柔道の安全管理について
- ⑥ 平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

8. 会議の概要

委員長 それではまず、7月9日付けで小林委員さんが3期目の委員の辞令を受けましたので、会議規則第3条の規定により席次を決めたいと思います。

席次は、「くじ」で決めることになっておりますので、これから「くじ」を引いていただきます。

(各委員は、「くじ」を引く)

| | | |
|------|-------|-------|
| 一番委員 | (5) | 小林委員 |
| 二番委員 | (1) | 角山委員 |
| 三番委員 | (3) | 高橋委員長 |
| 四番委員 | (2) | 大久保委員 |
| 五番委員 | (4) | 足立教育長 |

次長兼
教育総務課長 引いた「くじ」の番号が、各委員さんの議席番号で、委員長の議席番号をもとに反時計回りの順となります。

< 席 次 >

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| (3) 番 | 高橋委員長 | (2) 番 | 大久保委員 |
| (4) 番 | 足立委員 | (1) 番 | 角山委員 |
| (5) 番 | 小林委員 | | |

委員長 ただいま席次が決定いたしました。これから、しばらくの間、この席次で委員会を進めていきますので、皆さん、よろしくをお願いします。

 また、小林委員さんにおかれましては、今後も引続きよろしく願いいたします。

委員長 署名委員を1番委員、5番委員にお願いします。

 それでは、議案審議に入ります。

 教議第40号「平成24年度大分市緊急採用奨学生の決定について」を議題といたします。

 事務局の説明を求めます。

委員 委員長、教議第40号、教議第41号及び教議第42号を審議するにあたり、発議があります。

委員長 許可します。

委員 教議第40号「平成24年度大分市緊急採用奨学生の決定について」は、個人情報保護の観点から、また、教議第41号「県費負担教職員の処分の内申について」及び教議第42号「県費負担教職員の処分について」につきましては、人事に関する案件でありますので、非公開とすることが妥当だと考えられますので、審議を秘密会とすることを発議いたします。

委員長 ただいま、委員から教議第40号、教議第41号及び教議第42号の議案審議を秘密会とするとの発議が出されましたが、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

委員長 全委員賛成と認め、教議第40号、教議第41号及び教議第42号の議案の審議は秘密会とします。

 (審議の結果、教議第40号「平成24年度大分市緊急採用奨学生の決定について」、教議第41号「県費負担教職員の処分の内申について」及び教議第42号「県費負担教職

員の処分について」は、原案のとおり決定する。)

委員長

それでは次に、教議第43号「大分市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼

教育総務課長

教議第43号「大分市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、大分市教育委員会が所管する公印について、改正を行おうとするものでございます。

現在、市内5箇所を設置している学校支援センターの事務処理において、開設当初は内部に発出する公文書のみを想定しておりましたが、県教委や他市町等外部に発出する公文書があり、押印する公印がないため、対応に苦慮しているところです。

そこで、各学校支援センターからの要望に応え、外部に発出する公文書に公印を押印できるよう、新たに学校支援センター所長印を加えようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、8月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教議第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

それでは次に、教議第44号「平成25年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼

教議第44号「平成25年度使用教科用図書の採択につい

教育指導課長 て」ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度の小中学校及び特別支援学級で使用する教科書を採択しようとするものでございます。

本採択に当たりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、本市教育委員会におきまして採択することとなっております。

また、採択された教科書は、「同法律施行令」により、「学校教育法附則」第9条の規定による教科書を除き、4年間同一のものを使用することとなっております。

こうしたことを踏まえ、平成25年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、平成22年度に採択替えをしておりますことから、現在使用しております別紙「小学校用教科書一覧」にあります教科書を、3年目として採択することになります。

次に、平成25年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、平成23年度に採択替えをしておりますことから、現在使用しております別紙「中学校用教科書一覧」にあります教科書を、2年目として採択することになります。

次に、小中学校の特別支援学級用の教科用図書につきましては、各学校における児童生徒の実態が異なりますことから、別添「一般図書一覧表」等から、それぞれの学校で児童生徒の実情に適した教科書を選定し、使用することとなります。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員

4年間同一のものを使わないといけないと決まっているのに、途中で選定する必要はないのではないのでしょうか。

次長兼

以前はそういうことで、4年毎にしかしてなかったのです

教育指導課長 が、県教委から指導がありまして、毎年採択事務はするべきであるということから、確認の意味も含めて採択を行うようになっております。

委員長 学校教育法附則第9条の規定とはどういうものですか。

次長兼
教育指導課長 学校教育法第34条で、教科書は文部科学大臣が検定したもの、または文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用するものとなっています。附則の第9条につきましては、ただし、34条以外でも一般図書を使うことができると規定されております。それはつまり、特別支援学級の子どもたちが、例えば絵本を使ったりしますから、そういったことを示した附則でございます。

委員長 特別支援学級の場合は毎年変わってもいいということなんですね。

次長兼
教育指導課長 そういうことでございます。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第45号「大分市立春日町小学校調理場厨房備品の購入について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ・
健康教育課長 教議第45号「大分市立春日町小学校調理場厨房備品の購入について」につきましては、平成25年度に完成予定の大分市立春日町小学校給食調理場厨房にて必要となる機器等を購入しようとするものでございます。

今回購入する物品について、若干ご説明申し上げます。

まず、検収室と下処理室の間に、パススルー冷凍庫を、そして、下処理室には使用した調理器具の消毒保管庫を購入する予定です。

また、調理室には、焼き物や蒸し物等を調理するスチームコンベクションオーブンや食材の温度を下げる真空冷却機を、さらに、洗浄室では、給食後の食器を洗う洗浄機や昇降消毒保管庫、食缶消毒保管庫を購入する予定です。

また、その他物品といたしましては、牛乳冷蔵庫などがございます。

購入金額は、31,185千円、購入先は、大分市大字金谷迫1075番地の1、株式会社大常産業 代表取締役社長 田中 常吉でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定をいただき、ご決定の上は、来月8月8日に開催されます第1回市議会臨時会での審議・決定を経て、速やかに購入を行おうとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 これは入札で決まるのですか。

スポーツ はい。入札で決まります。

健康教育課長

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第46号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 生涯学習課長 教議第46号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本件は、現在委嘱及び任命しております南大分公民館の公民館運営審議会委員につきまして、平成24年7月31日で、委員の任期が満了することに伴い、平成24年8月1日付けで、新たな委員を委嘱及び任命いたしたく、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱及び任命する委員の任期につきましては、平成26年7月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは、次に報告事項の説明を求めます。

次長兼 教育総務課長 報告事項1点目「大分市教育委員会職員の懲戒処分及び人事管理上の矯正措置に関する指針について」ご報告申し上げます。

本市におきましては、市民協働のまちづくりを重点施策の1つの柱として推進しております。このようなことから、市民から信頼され、公正かつ透明な市制の一層の確立を目指し、大分市教育委員会職員の懲戒処分及び人事管理上の矯正措置に関する指針を策定したところでございます。この指針では、新たに公務外における人身事故や運転免許の停止、取り消しを受けた場合に届出をすることを義務づけております。さらに事務処理ミスや交通事故、交通法規違反に関する矯正措置

を新たに設け、厳正に対処することといたしております。平成24年7月1日から施行しております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 大分市の職員と同じ内容の指針になっているのですか。

次長兼 ほぼ同じ内容の指針となっています。任命権者が異なるこ

教育総務課長 とから、市長部局と教育委員会でそれぞれ策定しております。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項2点目「不祥事対応マニュアルについて」ご報告
教育総務課長 申し上げます。

職員の不祥事を撲滅し、信頼され、公正かつ透明な市政を一層確立するために策定したところでございます。特に、職員倫理の保持や公正な職務執行の確保など、不祥事防止のために職員に求められる姿勢、心構えなどについて定めております。さらに毎年8月を不祥事防止月間として定め、所属長において職員倫理や業務執行体制のチェックを徹底することを定めております。なお、万が一不祥事が発生した場合におきましては、マニュアルに沿って迅速な対応をすることになります。また、案件によっては、必要に応じて教育委員会において処分等をお願いする場合がございますので、よろしくお願い致します。基本としましては、不祥事を起こさないということに基づきマニュアルを策定しております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 ないようでしたら、私から質問させていただきます。学校現場の教職員は別なんですよ。

次長兼 はい。別でございます。

教育総務課長

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項3点目「各学校の防災対策等の取組について」ご
教育指導課長 報告申し上げます。

学校における防災体制と学力の向上についての取組について、ご報告させていただきます。

学校における防災につきましては、これまでも、地域の実情に即した学校ごとの避難行動マニュアル、いわゆる防災計画を策定して、年3回程度の非難訓練を実施してきておりました。このような中、昨年3月に発生しました東日本大震災を受けまして、津波対応が求められたわけでございます。そういったことから、昨年度、津波の高さを想定した避難訓練を行うように学校に指導したところでございます。昨年6月に、県の有識者会議の提言を踏まえまして、津波の予想高を現状の2倍、避難訓練では現状の3倍を想定して、より安全な避難場所や避難経路を各学校の防災計画に反映させるよう再度見直しを指導したところでございます。9月には、津波被害が想定される全ての学校におきまして、防災計画の見直し及び県の有識者会議の提言を踏まえた新しい基準での避難訓練が実施されたところでございます。こうして、教育委員会といたしましては、本年3月に大分県や大分市における地域防災計画を踏まえまして大分市学校災害対策マニュアル(暫定版)を3月に策定し、各学校に対し、防災計画のさらなる見直しを行うよう指導したところでございます。

防災教育につきましては、幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの学習指導案等の資料として、各学校で徹底していこうとしているところでございます。

次に、学力の向上に向けての取組でございますが、基礎学力を向上するための研究推進校を毎年小学校4校、中学校2校を指定しまして、そこで研究を深めて、公開授業研を行い、成果の普及に努めております。これは平成16年度から始めております。

標準学力検査につきましては、小4で国語・算数・理科、中1で国語・数学・理科・英語を、大分市主催で平成16年度から始めております。

基礎・基本の定着状況調査については、県が実施しているものでございまして、平成16年度から始めております。

全国学力・学習状況調査につきましては、平成19年度から実施しているものでございまして、今年度から理科が加わっております。

本市が採用している非常勤講師の配置でございますが、小学校20校に20名、個別指導や習熟度別指導を行う非常勤講師を平成18年度から市が単独で配置しております。また、学年別指導や課題別指導の充実ということで、複式学級を有する学校が小学校で6校ございますが、複数の複式学級を有する小学校4校に非常勤講師を配置しております。

各学校については、学力検査の分析・考察、指導上の成果や課題の明確化、学力向上プランを各学校で作りまして、学力向上会議を年3回開催し、地域の方等に対して説明をしております。それから、管理職による授業観察及び指導でございますが、管理職は、時間があれば必ず全クラスの授業を観察して、見るだけではなくその後の指導も徹底するように伝えております。それから授業を公開しましょう、お互いに授業を見合ってお互い意見や感想を言いましょうというようにしております。また、長期休業や放課後等を活用した補充学習を実施しております。具体的には、小学校におきまして、3

年前から、ステップアップ授業ということで、夏休みに5日間の補充学習をしております。地域の方、元教員、大学生も講師として入っております。小中一貫教育の取り組みの中で、出身の小学校に中学生が行って一緒になって勉強しているという活動も充実してきているところでございます。

中学校におきましては、27校すべてにおきまして、夏季休業中に、5日間から10日間程度、補充指導を行っております。昨年度の例では、冬休みに12校、朝や放課後においては全校において実施しております。その結果、県教委が主催する基礎・基本の定着状況調査で、平成16年度から始めておりますが、大分市の子どもたちの結果について、今年度は小学校の国語が初めて全国平均を超えております。小学校の学力の伸びがすごいということが言えるかと思えます。小学校においても補充指導等で徹底してきた結果が少しずつ出てきているということが言えると思えます。

中学校においては、偏差値が50を下回っておりますのは、平成19年度から目立ってきておりますが、これにつきまして補足説明をさせていただきます。平成18年度に私立中学校が開校しました。大分中学校と向陽中学校でございます。平成19年度には、県立の豊府中学校、賀来の小中一貫教育校が開校されました。このことから、中学校においては、50の偏差値をきるということが生じてきておりますが、国立、県立、私立の中学生が同じ学年に400名くらいおりますので、1割の子どもたちがそういった学校に行っているということになります。国立、県立、私立中学校の全てを含む全ての生徒の偏差値平均では50を越えております。そういった観点から、偏差値が50を越えるようになってきたというのは、中学生においても学力が向上してきていると分析しております。

最後に、学校が校内研修や公開研でがんばってきておりますので、教育指導課としましても、学校の校内研究に対して教育指導課に指導主事を要請しなさいということで、昨年度合計225回学校に指導に出かけて、研修を一緒にすることで、学校教育の充実に努めてきたところでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 ないようでしたら、私から質問させていただきます。教職員の意識に変化はありますか。

次長兼
教育指導課長 長浜小学校で校長訪問をしたところ、校長は、4月にオーストラリアから4年ぶりに戻ってまいりましたが、大分市の学校に戻ってきてどう感じていますかとたずねましたら、とにかく教職員が以前と全然違うということをお話してくれました。学力について、昔は、学力は点数じゃないということをお教職員が言っていたが、今は全くそういうことを言わない。教職員の意識が変わったということが一番の驚きで、いろいろな面でやりやすくなったということをお話していました。

委員長 学力向上支援教員と指導教諭とはどう違うのですか。

次長兼
教育指導課長 指導教諭は職として今年4名配置されましたが、学力向上支援教員というのは、地域の学力を向上させるための教員でありまして、職ではなく、その役を担っているということでございます。ちなみに大分市では12名配置されております。学力向上支援教員の使い方については、市町村に任されておりました。大分市では、小中一貫教育を進めるためのコーディネーターになりなさい、そして、落ち込みのある学校に対しては指導に行ってもらおうというのが学力向上支援教員の仕事でございます。指導教諭というのは、自分の学校で、自分が授業をしながらその教科を他の教諭に指導・助言ができるという、そういった職でございます。大分市には4名おしま

して、学力向上支援教員と指導教諭を兼ねている教員が3名
おります。算数の指導力が優れた教諭や英語の指導力が優れた
教諭は、大分市内どこでも指導ができるという活用の仕方
をしているところでございます。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項4点目「大分市立春日町小学校北校舎・給食調理
学校施設課長 場増改築工事について」ご報告申し上げます。

平成25年11月29日完成予定の大分市立春日町小学校
北校舎・給食調理場増改築工事の入札が行われ、平倉・後藤
総合特定建設工事共同企業体と仮契約を締結し、来月8月8
日に開催されます第1回市議会臨時会での審議・決定を経て、
速やかに工事を行おうとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 春日町小学校は、今プレハブが建っているから、運動場が
とても狭いですよね。業者の方が運動場に事務所を建てたい
という希望があるというので、子どもたちの遊ぶ場所が全く
なくなるということを聞いていますが、どういうふうに進ん
でいますか。

次長兼 そういった声も聞いておりますが、まだ業者とは具体的な
学校施設課長 話になっておりません。

委員長 もし、他の場所に事務所を作ってほしいということをお願
いした場合はどうなりますか。

次長兼 その場合は業者と協議になります。

学校施設課長

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長

それでは、次の報告事項の説明を求めます。

スポーツ・

報告事項5点目「武道必修化にともなう柔道の安全管理に

健康教育課長

ついて」ご報告申し上げます。

今年度から新しい中学校学習指導要領が完全実施となりました。そのうち、我が国固有の伝統文化を生徒により一層触れさせるために、武道の必修化が新たに付け加えられました。この学習指導要領が示しております武道の学習内容は、柔道、剣道、相撲の3種目のうち1種目を各学校の実態に応じて選択し、実施するものであります。このようななか、柔道につきましては、指導中の事故管理、特に頭部の負傷による死亡事故等の懸念から、その安全対策が全国的に問題視されることとなりまして、これを受けまして、文部科学省から各都道府県に対し、平成24年3月9日付で、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」の通知文書が出されました。通知の内容につきましては、柔道を実施するすべての学校を対象に調査を行い、事前に4項目を各学校に確認のうえ、全ての項目が満たされた段階で柔道の授業を実施するようというものでございます。4つの確認項目ですが、(1)指導者について一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制になっているか。体制が確保できない場合は、適切な外部指導者の協力を得ることになっているか。(2)指導計画について、3年間を見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分に留意した計画となっているか。(3)施設整備等について、施設整備及び用具の安全が確保されているか。(4)事故が発生した場合の対応として、応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。といった確認内容となっております。これらの1項目でも条件が満たされていない場合は、当面柔道の授業の開始を遅らせ、

早急に条件整備を進めるなど適切な措置を講じなければならぬということでございます。本市では、3月15日付で、文部科学省の通知文とあわせて、文部科学省作成の柔道の授業の安全な実施に向けての資料を市内全中学校に配布し、安全管理体制の徹底を周知するとともに、柔道の実施体制の状況調査を行いました。調査結果については、本市の柔道実施校については、全28校中27校となっております、ほぼ全校が柔道を選択しております、残りの1校は剣道でございます。指導体制に関する状況調査結果において、一部不備があると回答した学校が4校ございましたが、指導体制において柔道を指導する教員で研修歴がない学校が1校、指導計画において計画未作成の学校が1校、施設設備において、畳の破れがひどい学校が1校、緊急連絡体制において、未整備の学校が1校ということでございます。そこで、本課から直ちに指導・助言を行い、指導体制不備校においては、先月6月28日・29日の両日に開催されました県教委主催の武道指導者養成講習会を受講してもらいました。指導計画不備校につきましては、早急に作成を指示し、6月中に計画の作成を完了しております。また、施設整備不備校につきましては、9月初旬までには改修完了という予定でございます。最後に緊急連絡体制不備校につきましては、早急に作成を指示し、すでに体制確立済みでありますことから、それぞれに措置が講じられたものとなっております。

また6月に授業を実施した2校につきましては、無事授業が終了しております。

最後に、担当課といたしましては、今後とも柔道実施校に対して、年度当初に必ず4項目についての確認を行い、不備校については改善を指示するとともに、ことあるごとに安全指導の徹底をさせ柔道授業が円滑に安全に実施されるように

努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 女生徒も柔道をするのですか。

スポーツ・ 女生徒もします。これまでは、柔道とダンスの選択制にな
健康教育課長 っておりましたが、必修となりました。

委員 学校が選択するのでしょうか。生徒が選べないのですか。

スポーツ・ 指導者の配置の関係もございますので、学校が選択します。

健康教育課長

委員 沖縄では空手も入ってるんじゃないかな。

スポーツ・ 沖縄については、琉球空手というのがありまして、地元
健康教育課長 根付いた武道であれば行ってもよいということで学習指導要
領の中に記載されておりますので、沖縄などは、琉球空手は
昔から根付いておりますので、そういった部分については認
めるということで、空手を行う予定になっているようです。

委員 宇佐では相撲をするところもあります。

委員長 時間はどのくらいするのでしょうか。

スポーツ・ 各校で年間10時間から12時間の授業で計画を立ててお
健康教育課長 ります。

委員長 集中的に授業を行なうのですか。

スポーツ・ 年間の指導計画を立てる際に、例えば1月に柔道を行い、
健康教育課長 その後にバスケットボールをしたりするなど、それぞれ学校
ごとに年間の計画を立てて、集中的に行っております。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

青少年課長 報告事項6点目「平成23年度「児童生徒の問題行動等生
徒指導上の諸問題に関する調査」結果について」ご報告申し上
げます。

この調査につきましては、昨年もお知らせいたしました、文部科学省が毎年行っております全国調査であります。5月中に市内の集計が終わり、県教委へ提出いたしましたのでその内容について報告いたします。

まず、暴力行為の状況でございますが、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊、この4つをまとめて暴力行為としております。昨年度は小学校1件、中学校22件の合計23件となっております。前年より若干の増加をしておりますが、平成20年度までは40件を越えておりましたので、ここ数年は比較的落ち着いた状況であるということが言えると思います。

次にいじめの状況でございますが、昨年度の認知件数は、小学校362件、中学校374件の合計736件となっており、小中学校とも前年より減少しております。次に学年別認知件数につきましては、小学校では学年が上がるにつれて増加しており、中学1年で急増、その後学年が上がるにつれて減少しております。これは例年と全く同じ傾向を示しております。

次に、不登校児童生徒数及び学年別内訳でございますが、小学校は123名と前年度より減少しておりますが、中学校では444名と若干の増加でありました。また不登校児童生徒の出現率でございますが、小学校においては、0.46で219人に1人、中学校では、3.41で29人に1人という割合でございます。次に中1不登校の変化についてでございますが、小学校6年生が中学1年生になったときにどれだけ増えているかを表にしたものでございます。昨年度につきましては、ここ数年で1番低い増加率でありました。例年中1ギャップと言われるものにつきましては、小学校から中学校にあがるときに、3倍から4倍と言われておりますが、昨

年度は2.24倍ということでありました。このことは、本市で推進しております小中一貫教育あるいは中1不登校の未然防止に向けた取り組みの成果が表れてきているものではないかと考えておりますが、しばらく経過をみる必要があると思えます。

なお、この調査結果につきましては、県での集計を終えまして、現在国に提出しております。予定では、来月に速報値、12月に確定値が文部科学省より発表されることになっておりますので、また国からの発表がありましたら報告させていただきます。

次に、今回の問題行動調査の中から、いじめの状況の詳細について説明いたします。

まず、いじめの対応であります。内容としましては、ひやかしや悪口を言われること、また仲間外れや無視をされるという内容が全体の約7割を占めております。なお、具体的な事例につきましては、中には恐喝あるいは傷害と言われてもおかしくない事案もありました。いじめ発見のきっかけであります。本人からの訴えと学級担任による発見が約6割でありまして、アンケート調査による発見や保護者からの訴えというふうが続いております。次にいじめる児童生徒への対応ですが、基本的には教職員による対応であります。内容によっては児童相談所や警察等との連携を図りながら進めているところであります。次にいじられた児童生徒の相談の状況であります。ほとんどの児童生徒は誰かに相談できているものの、誰にも相談していないという児童生徒も約7%おりますことから、児童生徒同士あるいは教職員と児童生徒との信頼関係の構築を図り、日頃から相談しやすい環境を日常の教育活動の中で築いておくことが肝要であると考えております。次に、いじめられた児童生徒への対応であります。

いじめられた児童生徒を絶対に守るという意思のもと、心のケアや継続的な支援、場合によっては相談機関との連携を図りながら行っております。次に、いじめの現在の状況であります。昨年度末時点において解消に向けて取組み中という事案が56件でありました。完全に解消できていないまま年度を越してしまったということでもあります。その解消できていない特徴的な事案でございますが、社会体育でのトラブルに端を発している事案で、解決に向けて取り組んできましたが、保護者同士のトラブルにまで発展して、解決に至っていないというケースもありましたし、近年の特長でありますパソコンや携帯からのメール等での誹謗中傷の書き込みで、相手が特定できないということで、そのままになっているというケースでありました。

最後になりますが、今回の大津市の事件を受けまして、文部科学大臣の談話が7月19日付けで県から大分市教育委員会の方に届きました。同じ7月19日付けで、その談話を市内全小中学校へ通知するとともに、いじめ問題への対応について市の教育委員会として通知したところでございます。

なお、年3回実施しておりますいじめ調査について1学期末の調査を今終えたところでありまして、今月中に各学校から提出するようになっておりまして、その中で、各学校から出てきたいじめの問題で解消できていないものについては、教育委員会からすべての学校に聞き取りを行いながら、今後夏休み中ではあります。解消に向けて取り組むよう指導していきたいと考えておりますし、さらに詳しいマニュアルを作り、今後各学校のほうに提示していきたいと考えております。

以上でございます。

委員

いじめる児童生徒への対応で、保護者への報告というのが

全体の716件中84件というのは、少ないような気がしますが。

青少年課長

内容によって、保護者に報告していないものもありますが、いじめの問題については、保護者も巻き込んでやらないと解決に向けて難しい場合もあると思いますので、今後は、保護者への報告も含めて、子どもと保護者を交えて解決を図るように強く指導していきたいと考えています。

委員長

「いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行うことも必要になる。加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。また、保護者にも同様の説明を行い、最後の決め手は保護者であることを理解してもらおう。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。」とありますが、ここの部分が一番難しいと思うんですよね。実際に自分の目の前にいる受け持ちの子どもにそういうことがあったときに、自分としてはどうするかなと考えたときに、そこでその子に間違っているとはっきり分からせないと悪いと思うんだけど、その辺を私達は真剣に考えないと、いじめるほうの子どもに真剣に立ち向かわないといけないなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

青少年課長

たしかに一番エネルギーを使うところだと思います。子どもが変わるのは、子どもも保護者も自分がやった行為が恥ずかしいことだと気がついたときに、子どもも変わるというふうに言われていますので、まわりの事実関係をはっきりつかんで、やってることが悪いんだと、自分たちがそう思っなくても相手がそう感じておれば、それはいじめなんだということで、厳しく追及するべきだと思います。

委員長 それを阻むものがあるのではないですか。加害者が子ども
だということで、教師の立場で躊躇することもあるのではない
でしょうか。

青少年課長 そういう躊躇するような場合があると、ひどい状況になっ
てしまいますので、そこは毅然とした態度で臨むべきかと思
いますし、難しいのは子ども自身にそういう意識がない場合
や、保護者が難しい場合にはなかなか入っていきづらいと思
うんですが、そこは管理職を含めて学校の組織として対応し
ていてもらいたいというふうに考えております。

委員長 地域の方に普段から入って行ってもらうようにしないと、
違う目で見てもらわないといじめに気付かないということが
あるんじゃないかなと思うんですよね。子どもを守るために、
地域の方たちに何気なく来てもらうという体制が必要なんじ
ゃないかなと思うんですよね。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 （なしとの声）

委員長 他に何かありませんか。

文化財課長 「DVD [よみがえる宗麟の栄華]（解説書付）の頒布につ
いて」（お知らせ）

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 （なしとの声）

委員長 他に何かありませんか。

次長兼
教育総務課長 次回の教育委員会及び9月の教育委員会の日程につきまし
て調整をお願いいたします。

 次回の教育委員会は、

 8月29日（水）午後3時00分～ でお願いいたします。

 9月の教育委員会は、

 9月28日（金）午後3時00分～ でお願いいたします。

 前回の定例会でお知らせしておりますが、本年度の市長との

意見交換会を8月の教育委員会終了後、午後5時30分から「大分オアシスタワーホテル」で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、8月23日（木）及び翌24日（金）にかけまして、鹿児島県指宿市にて平成24年度九州地区市町村教育委員会連合会総会が開催予定となっております。

例年、会長の高橋委員長と副会長の足立教育長にご出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日はこのあと学習会等がございますので、少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

（なしとの声）

委員長

他に何かありませんか。

全委員

（なしとの声）

委員長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後 4 時 24 分 閉会）